

特命随意契約理由書

993

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（3月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和6年2月5日
※契約金額	2095350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和6年3月1日から令和6年3月31日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1020

件名	児童家庭支援センター拠点新設及び移転業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	庁外拠点である「児童家庭支援センター」の移転に伴い、新設場への拠点追加及び全庁 LAN システムの NW 設定・配線工事を実施する
選定理由	<p>下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。</p> <p>全庁 LAN 関連機器 (MS365 の環境を含む。) の構築・設定を行う事業者は、全庁 LAN システムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁 LAN システム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 22 日
※ 契約金額	17,600,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	児童及び園児用防災ヘルメットの購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	小学校（児童）及び幼稚園（園児）用の防災ヘルメットを購入する。
選定理由	当案件について、令和6年2月26日に公募制指名競争入札を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 日新実業株式会社 住所 千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル4階
※ 契約年月日	令和 6年 2月 26日
※ 契約金額	9,615,375 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6年 3月 31日
担当課	子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1031

件名	高圧ケーブル絶縁耐力試験業務（区営東松下町住宅）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	停電復旧にかかる緊急対応業務
選定理由	令和6年2月28日午前0時台に区営東松下町住宅（共用施設部分）が停電となったが、その原因が電力を供給する高圧ケーブルの不良であったため、高圧ケーブルの交換が必要となり、交換時にはケーブル自体の絶縁耐力試験が必要となっている。 現在（停電中）稼働している自家発電装置は72時間しか連続稼働できず、停止後は、全住戸が断水しエレベーターも停止するため、緊急でケーブルの絶縁耐力試験を行う必要がある。下記事業者は、区有施設の電気工作物点検業務の受託者であり、早急に絶縁耐力試験を行うことが可能であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社TKテクノ 代表取締役 伊月直樹 住 所 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 29 日
※ 契約金額	594,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日から令和 6 年 3 月 1 日まで
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

994

件名	夢の島東少年野球場トレーラーハウスの自動車継続検査
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生涯学習・スポーツ課所有のトレーラーハウス2台（足立 100 る 78、足立 100 る 76）について、自動車継続検査を実施する。
選定理由	本契約は、下記業者が製造・販売している車両の整備・点検であり、整備状況や車両の構造等の知識があり、整備ができる技術力のある自動車整備士が在席している事業者でなければならない。また、本車両は施設の緊急避難場所として設置されていることから、迅速な履行が求められる。下記業者とは令和元年度に現行のトレーラーハウスの購入・設置、令和3～4年度に自動車継続検査の契約を行っており、履行期間の短縮・安全性の面で有利である。また、同一でない業者が車検を行い、車検後に故障した場合、責任区分があいまいになるうえ、設置場所からの移動、再設置等に関しては、他事業者では困難な事象においても円滑に対応できる。上記理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 トレーラーハウスデベロップメント株式会社 住 所 中央区日本橋小伝馬町2-5メトロシティ小伝馬町9F
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 5 日
※ 契約金額	928,040 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	千代田区立教育研究所 ICT 機器移設作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	事務所移転に伴い、現施設に設置されている機器を移転先へ移設し、ICT 環境整備を行う。
選定理由	<p>区立小中学校 ICT 学校教育システムのサポート・保守業務について、令和 2 年度に実施した公募型プロポーザル（令和 3 年 3 月 17 日、2 千子指導発第 999 号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。</p> <p>この事業者が ICT 学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。</p> <p>本件、ICT 機器移設作業は ICT 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の ICT 学校教育システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社 JMC</p> <p>所在地 東京都港区浜松町 1-30-5</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 7 日
※ 契約金額	8,834,320 円
契約期間	契約締結日の翌日～令和 6 年 3 月 31 日
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	被災者生活再建支援システム研修(建物被害認定調査(地震))
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区被災者生活再建支援システムより災証明書を発行するための建物被害認定調査の調査方法およびその調査に使用するシステムから出力される調査票の記入方法の習熟を目的とした研修
選定理由	被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT東日本(東日本電信電話株式会社)が過去の災害をもとに開発したものである。 また、東京都被災者再建支援システム利用協議会参加区の各自治体研修も主体で行っており、既存システムと密接不可分の関係にあるため、専門的な研修は同一事業者以外では困難であり研修業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所 東京都新宿区西新宿3-22-8
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 14 日
※ 契約金額	821,700 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年3月1日から令和6年3月31日
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	会議室予約システム環境構築業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本件は、会議室予約システムの導入に伴い、会議室予約前設置端末から会議室予約システムまでの通信経路確保及び環境整備を実施する。
選定理由	<p>下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。</p> <p>会議室予約システムの導入にあたっては、全庁LANシステムにおいて利用している Outlook やマイクロソフトアカウントとの連携作業が必須であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にある。</p> <p>当該業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 16 日
※ 契約金額	1,397,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。



## 特命随意契約理由書

件名	教職員向け勤怠管理システムヘルプデスク業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	教職員向け勤怠管理システムの安定稼働及び操作習熟を目的とする
選定理由	教職員向け勤怠管理システムは、下記業者が開発したものであるため、当該システムについての問合せ対応はシステム開発業者にしかできない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 富士通 Japan 株式会社 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号
※ 契約年月日	令和6年2月16日
※ 契約金額	1,425,600円
契約期間	令和6年3月1日～令和6年3月31日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

1021

件名	i-FILTER マイナーバージョンアップ作業
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本件は、インターネット系及びLGWAN 端系の法規集サイト更改に伴い、閲覧をWebsocket 方式で通信するため、現行のi-Filterのバージョンアップ作業(10.50R0→10.51R01)を実施するものである。
選 定 理 由	当該バージョンアップ作業は、現在全庁LANのネットワークシステムとして稼働しているサーバ機器類の設定変更を含む作業となり、既存の全庁LANネットワークシステムと密接不可分なものである。既存システムの開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・改修等を履行させると既存の全庁LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、当該システム導入時の構築を実施した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 21 日
※ 契約金額	649,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

1032

件名	CACHATTO リモートワーク構築業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	CACHATTO リモートデスクトップを 2024 年度から利用するに当たり、NW 設計・構築・試験を行う業務である。
選定理由	<p>下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、令和2年度にリモートワークシステムを構築し、その後の拡張業務・運用保守業務も行っている。</p> <p>本システムの構築及び運用保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：東日本電信電話株式会社 <u>東京事業部</u></p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 2 月 22 日
※ 契約金額	4,400,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和6年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。